

特例名

☆わがまち特例

先端設備等に係る固定資産税（償却資産）の特例措置①

根拠法令（地税法）	○旧法則第64条		
対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）		
対象となる資産	中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき新たに取得した先端設備等		
	資産の種類	取得価格の条件	取得時期の条件
	機械装置	160万円以上	H30.6.6～R5.3.31
	測定工具及び検査器具	30万円以上	
	器具備品	30万円以上	
	建物付属設備	60万円以上	
	構築物	120万円以上	R2.4.30～R5.3.31
	家屋	120万円以上	
特例適用確認方法 確認書類等	○「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し ○「先端設備導入計画に係る認定書」の写し（商工観光課発行） ○工業会等による生産性向上要件証明書の写し		
参考	○中小企業庁 経営サポート「先端設備等導入制度による支援」 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html ○中小企業庁 工業会等による証明書について(中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書) https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html ○中小企業庁 認定経営革新等支援機関 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/		